



### 農村振興の實を

#### お勝手元から……

#### ▽……主婦會に對抗して

石城郡内の各町村中で戸主會を組織してあるものは約その半分で漸次発展の過程にありその外各地方々々古來の習慣による組合會のよ

うな

**各種の** 會合が催されそれ／＼地方發展の爲め活動してゐるが農村經營の實際化を叫ぶる、今日として行はざるに家が政を處理して行く主婦の會合が必要であるのに同郡にはその機關ともいふべき主婦會が極めて少なく處女會等もないではないが多きは有名

**無實な** ものが多いので未設各町村當局有志は主婦會の設立に努め少なくとも戸主會またはその他各地方特有の會と對等の發達を遂げさせお勝手元から農村振興の實をあげたいものだ努力してゐる

### 平町の……

### 勅語奉讀式

#### けふ公會堂に

#### 二百余名參集

平町にては本日午前十時より元郡會議事堂に於て朝見式御勅語奉讀式を舉げた集る者は町名譽職、同待遇者、區長、同代理、區民總代等約二百余名、定刻伏見町長謹嚴なる態度にて勅語

### 損害を 與ふると云

ふので過去十數年來引續き大浦村等の關係地主に若干の賠償或は見舞金を支出し之がため同社積年の負擔は既に相當多額に達すると同時に今後工場の存続する限り此種損害を繰返せねばならぬので昨年八月中日立製

### 中流向きの貸家沸底

#### 表通りに貸家がある平町で

平町には最近表通りの貸家が非常に多くなつて來たがこれは財界の好況時代に相當に發展をして營業をしたものも最近のやうに財界の不況では

#### 大商店も 樂でなし

其割合に賣上げがなく税金の賦課も高いといふ結果から大きな店を他に移轉するの空家が多くなつたもので平町全体から見れば住宅沸底の聲が今もなほ叫ばれてゐるそれらの人々の聲は主として月給取で五十圓から七十圓位の

#### 収入ある 者の貸家

が最も少い、これ等の人は十圓以下では体面を保持する上から借手はほとんど



#### 今日の料理

豚肉つけ焼き、まぶ豚肉の好いところを買つて來て、二寸四方ほどの大きさに切

### 作所の手により粉末

#### 飛散の 煙突内に之

を完全に除去すべき米國發明のコットレルなる裝置を起工し工事を進行中の處十五萬圓の工費と約半歳の日子を費し此程愈々竣工したので來る十五日を卜し之れが試運轉をなすと云ふ

### 募集

#### 文藝其他投稿を募集します

頗る多數であつた事が主因で尚滑川校長の急死による哀傷なども幾分さわつたではないかとのことで何れにせよ受験者及學校側の情氣方は一通りでない

### 耳の兎

五千圓の鼠の巢、堺市住吉橋通り一丁目井口吉松方では九日早朝二階から百圓札がばら／＼になつて階下に落ちてくるので不審に思ひ天井裏を調べた處鼠が二三疋で手の切れるやうな百圓札五十枚で巢を作つてゐたのでびつくりして罫署に届出たが取調べた結果同家隣の南河内郡金岡村豪農岡田某の妾澤田しの(三〇)方で岡田が數ヶ月前銀行から前記の百圓札五十枚を引出して持参したが妾に盗まれるのをおそれ同家裏手の便所の天井にかくして置いたのをいつの間にか鼠が引出したものと判明

### 全部不合格

#### 警中の大情氣

縣立警城中學校昨今兩年度の卒業生中本年高等師範學校の入學試験を受けたる者

り、皿に醬油をあげ、そのなかに肉をひたして五分間引あげ、裏表両面に胡椒をふりかけ、フライパンか玉子焼き鍋に、ごま油か食用バターをひき、中火にかけ鍋底のあつくなるのを待ちそのなかに入れて割箸でヂウ／＼押ながら両面をかへ

### 大瀧問題縣會速記集

#### (十二)

木村氏の質問演説續き最後に御話しになつた妥協云々と云ふやうな事柄に付きましては安協が成立すると云ふことになれば是は何人も歓迎する處でありまして、何人も異存の無い處でありますけれども、知事さんの御しやつて居らるゝ通り、今や如何ともすることの出來ない時代にあると自分等は見えて居りますが、斯る事

を此場合に論ずるも如何とすべからざることでありますから、それよりは果して前の決定が是であつたか非であつたかと云ふことを明に致しまして、是ならばそれを以て遂行すること可なり、非ならば之を是正すべしと云ふことで御進め願ひたいと思ふのであります、此點を更に御尋ね致して置きます

二十九番(井上茂作君)議長(鈴木重郎治君)まだ二十九番つきないのでかまた盡きませぬ、只今知事の御答辯は而も眞の面目な親切な御答辯でありまして

私は非常に満足致して居ります、併し水利規則の事を能く御覽になつて居らぬやうでありますから、もう一度讀みます、第二十條の「許可に依りて生ずる權利義務は之を他人に移轉し又は貸與することを得ず」取消すとか取消さぬとか云ふこととなく、貸與することを得ずと限定して居るのである、斯ふ云ふ意味から申しまして私が讀上げた考課状にまで現はれて讓渡したことが違反であるから何故、之を適用して取消しなりの若くは禁止なりしを御問ひ申したの

であります、若し此二十條の條項に特に之を許可する場合は一工事竣功したるとき(二事業相當進行し成功の見込ありしと認むるとき、と云ふのであるから許可を受けて事業の竣功したる場合と、此二つを除いては他人に貸與したり讓渡することは、出來得ない限定したる附則である、明なる條文であるに拘らず種々の理窟を付けて、此法の運用とであるか云ふことを私共は重ねて御尋ねしたいのであります

知事(川淵治馬君)簡單でありますから此處から御答ひ致しますが、此規則の運用は其會社が完全に成立した時に於て爲すべきものでありまして、私の解釋としては其會社の許可が取消すべきものであるか、又知事の許可が正當であるかと云ふ根本問題が行政上の最高審判爲す所の行政裁判所に繫争して居ります途中に於て、之を彼是れすることは出來ぬと思つて居ります、(つゞく)

種々體裁、寒暖計、電話の備